

保護者の皆様

インフルエンザによる出席停止の通知書

社会福祉法人ひかり会  
理事長 長柄 純

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

<インフルエンザの出席停止期間の基準>  
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登園するようにしてください。また、登園にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、保育園へ提出をお願いします。（なお、医師の診断により5日を経過せず登園が可能となった場合は、治療証明書の提出が必要となります。）

.....

保護者が記入

施設長 様

インフルエンザにおける療養報告書

認定こども園 \_\_\_\_\_ 組：氏名 \_\_\_\_\_

- 1 診断を受けた医療機関： \_\_\_\_\_
- 2 診断日：令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日（診断型：A型 B型 不明） ※いずれかに○をつけてください。
- 3 登園再開日：令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

（登園再開には下記の出席停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。）

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ 発症日： _____ 月 _____ 日
2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日（幼児にあっては3日）を経過している。 ⇒ 解熱した日： _____ 月 _____ 日

上記のとおり相違ありません。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 保護者氏名 \_\_\_\_\_

保護者 様

## インフルエンザにおける療養報告書の提出について

群馬県医師会  
群馬県教育委員会

群馬県では、インフルエンザにかかり出席停止となった児童生徒が登校・登園を再開する際には、医師の治癒証明書をいただいております。令和2年から令和3年におけるインフルエンザ流行期においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、学校・保育園への提出書類を保護者が記入する表面の「インフルエンザにおける療養報告書」に変更いたします。次回流行期以降の扱いにつきましては、改めてお知らせいたします。

なお、医師の診断により発症から5日を経過せずに登校・登園が可能になった場合は、治癒証明書が必要となります。

### インフルエンザと診断された際の対応・手順

- (1) 受診時、医師に登校・登園可能予定日を確認
- (2) 速やかに学校・こども園に報告
- (3) 「インフルエンザにおける療養報告書」に、医師と確認した「発症日」を記録
- (4) 検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録
- (5) 回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、「インフルエンザにおける療養報告書」を持って登校・登園し、学校・保育園に提出

【参考】インフルエンザの出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

### 「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」

- ※ 「発症した後5日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて5日を経過した日となります。
- ※ 「解熱した後2日（幼児にあっては3日）」とは、解熱した日を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて2日（幼児にあっては3日）を経過した日となります。

### 出席停止期間のめやす表

発症後日数		0（発症日）	1	2	3	4	5	6	7	8日目	
例1	発症から1日目に解熱した場合	発熱	解熱					登校可能 登園可能			
例2	発症から2日目に解熱した場合	発熱		解熱							
例3	発症から3日目に解熱した場合	発熱			解熱						
例4	発症から4日目に解熱した場合	発熱				解熱					
例5	発症から5日目に解熱した場合	発熱					解熱				

※「発症した後5日」、「解熱した後2日（幼児にあっては3日）」のどちらか一方のみの基準を満たした状態では登校・登園再開とはなりません。登校・登園再開には、両方の基準を満たす必要があります。